

自動車環境対策の取組

1 常時監視測定局による測定

市管理局 17局

平成 25 年度までに PM2.5 を 17 局（全局）で整備

2 県要綱による非適合車の流入抑制

市外からの自動車 NOx・PM法非適合車の流入対策として、県要綱に基づき、市内の荷主（大規模店舗・工場）等に対し、非適合車の使用抑制の働きかけをしております。

平成 25 年度	特定荷主等	特定旅行業者	合 計
対象数(送付件数)	118	26	144
報告件数(報告率)	115 (97%)	21 (81%)	136 (94%)

3 非適合車実態把握調査

国道 23 号における貨物自動車等の適合車実態把握調査（貨物自動車等をビデオ調査委託し、自動車検査登録情報協会から情報を取得し判別）では、通行車両の 5% が非適合車であり、その結果を基に、非適合車を使用する運送事業者等に対しても、使用抑制の働きかけをしております。

年 度	H23	H24	H25
非適合車の割合	9.2%	6.6%	5.0%

4 最新規制適合貨物自動車等代替促進事業

中小企業者等がディーゼル貨物自動車等を最新規制適合車へ代替する場合に補助及び融資等を実施（平成 23 年度からは、補助対象に幼稚園等の送迎用バスの買い替えも追加）しております。

平成 25 年度：補助 19 台

平成 26 年度：補助 17 台、融資 1 台（11 月 20 日現在）

5 自動車騒音調査

- ・定期監視（定点 15 地点）[毎年測定]

環境科学調査センターによる測定（1 週間/地点）

- ・実態監視（240 地点：平成 24・25 年度） [5 年毎に測定]

調査結果は 3～8 頁参照

6 次世代自動車の普及（平成 25・26 年度実施内容）

(1) 公用車への率先導入（平成 26 年 3 月末現在）

区分	EV	PHV	HV	CNG	クリーンディーゼル乗用車 ・ポスト新長期	次世代自動車計	公用車総台数	次世代自動車割合
台数	7	3	59	156	232	457	3,098	15%

平成 25 年度の新規導入:PHV 2 台、HV 7 台、クリーンディーゼル車等 38 台

平成 26 年度の新規導入:EV、FCV を各 1 台導入予定

(2) イベント等での普及啓発

環境デーなごや、区民まつりなどで次世代自動車の展示

(3) 次世代自動車の購入に関する融資（中小企業者等が対象）

平成 25 年度：15 台（すべて HV）

平成 26 年度：4 台（予定：11 月 20 日現在）

7 エコドライブの取り組み

(1) アイドリング・ストップやエコドライブの周知・促進

エコドライブ体験講習会やイベント等を通じて、条例で義務付けたアイドリング・ストップや環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）の周知・促進を図りました。

・実施項目

エコドライブ体験講習会、エコドライブ宣言、イベント等における市民啓発

(2) エコドライブマイスターの認定

事業所内で積極的にエコドライブの実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」の認定をしました。

・実施項目

エコドライブマイスター育成事業

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部大気環境対策課
大気環境対策課長 古田 (TEL 972-2678)
交通環境対策係長 太田 (TEL 972-2682)

平成 24、25 年度自動車騒音調査結果について

平成 24、25 年度に実施しました自動車騒音調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。

- ・環境基準^{*1}の達成率は、昼間（6 時～22 時）96.4%、夜間（22 時～翌 6 時）95.7%、昼夜間（24 時間）95.3%でした（表 1）。
- ・要請限度^{*2}については、15 地点中 1 地点で超過しました（表 2）。

1 調査概要

騒音規制法第 18 条に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、毎年、同一地点・同一時期において定期監視^{*3}を行っています。また、市内全域における自動車騒音の状況を把握するため、概ね 5 年ごとに自動車騒音の実態監視^{*4}を行っています。

これらの調査結果を基に、面的評価により環境基準の達成状況の評価を行いました。また、定期監視地点においては自動車騒音の要請限度の超過状況の把握も行いました。

2 調査期間

定期監視：平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月（注）

実態監視：平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月、平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月

（注）平成 24 年度の定期監視結果については公表済み

3 調査地点

定期監視：市内 15 地点、実態監視：市内 240 地点

4 調査方法

「自動車騒音常時監視マニュアル」及び「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に基づき実施しました。

5 今後の対応

引き続き監視を行い、環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況を把握していきます。また、道路管理者へ結果を示し、低騒音舗装の整備等の対策を要望していくほか、道路管理者を含む関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通じて、総合的、計画的に自動車騒音防止対策を推進していきます。さらに、大型車に対する国道 23 号通行ルール（大型車の中央寄り走行）の周知など、普及啓発を進めていきます。

表1 環境基準の達成状況の推移

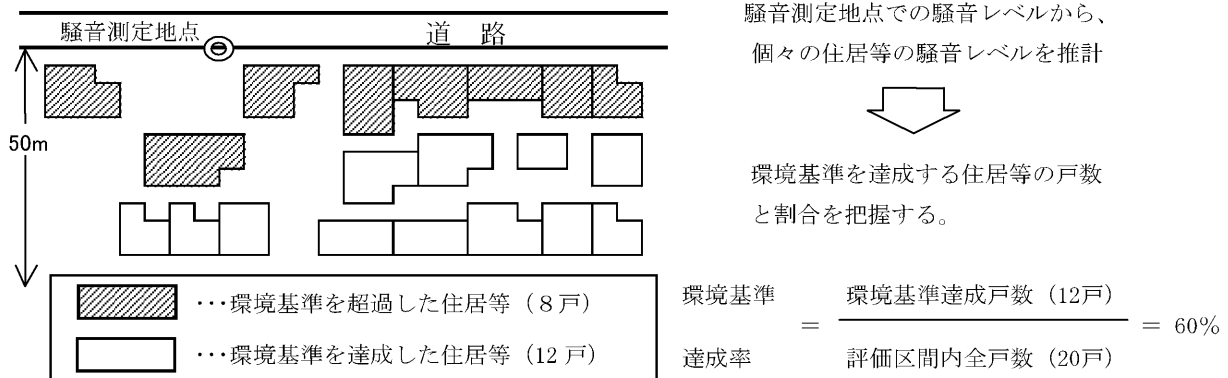
年度	道路に面する地域における面的評価			区間内 全戸数 (戸)	評価地点
	環境基準達成状況 (達成戸数)				
	昼夜間	昼間	夜間		
平成15年度	80.9% (145, 182)	90.2% (161, 956)	81.3% (146, 018)	179, 537	定点13地点(平成15年度) 実態監視202地点(平成15年度)
平成19, 20年度	91.2% (224, 784)	94.3% (232, 388)	91.8% (226, 220)	246, 390	定期監視15地点(平成20年度) 実態監視292地点(平成19, 20年度)
平成24, 25年度	95.3% (276, 618)	96.4% (279, 941)	95.7% (277, 773)	290, 280	定期監視15地点(平成25年度) 実態監視240地点(平成24, 25年度)

注1 環境基準達成率は市内の全評価区間内の戸数に占める達成戸数の割合で評価した。

注2 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注3 面的評価：道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内の全ての住居等について騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。自動車騒音に係る環境基準については面的評価により達成状況の評価を行うこととなっている。

<環境基準の評価方法例>



注4 区間内戸数：評価区間内の道路端から50m範囲内の全ての住居の戸数。面的評価において評価対象となる。平成24, 25年度の戸数は、道路延長の延伸等により前回と比べ増加した。

- ※1 環境基準
生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準。
- ※2 要請限度
自動車騒音が要請限度値を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準。
- ※3 定期監視
環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況を明らかにするもの。連続して1週間測定を行い、環境基準は代表する1日の結果を、要請限度は代表する3日間の結果を用いて評価を行う。
- ※4 実態監視
市内における自動車交通騒音の状況をきめ細かく把握し、環境基準の達成状況を明らかにするもの。24時間測定を行い、環境基準の評価を行う。

表2 要請限度の超過状況の推移（定期監視）

（単位：dB）

道路名	測定地点	平成23年度		平成24年度		平成25年度		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
① 一般国道1号	中川区昭和橋通	69	65	70	65	69	66	75	70
② 一般国道19号	北区山田町	70	67	70	66	70	66		
③ 一般国道22号	西区児玉三丁目	70	67	71	67	69	65		
④ 一般国道23号	南区浜田町	71	<u>71</u>	71	<u>71</u>	72	<u>72</u>		
⑤ 一般国道23号	南区堤町	67	62	66	62	65	62		
⑥ 一般国道41号 名古屋高速道路1号楠線	北区萩野通	71	68	73	69	73	69		
⑦ 一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	西区八筋町	65	61	65	61	64	60		
⑧ 主要県道名古屋岡崎線	天白区平針二丁目	70	67	70	67	72	69		
⑨ 主要県道名古屋江南線	西区市場木町	66	62	67	62	66	62		
⑩ 主要県道名古屋長久手線	名東区小井堀町	72	68	72	68	72	68		
⑪ 主要県道名古屋中環状線	緑区鳴海町	66	61	67	61	66	61		
⑫ 主要市道名古屋環状線	中村区佐古前町	67	64	68	64	69	65		
⑬ 主要市道名古屋環状線	中川区小碓通	71	68	72	68	71	68		
⑭ 主要市道堀田高岳線 名古屋高速道路都心環状線	中区千代田五丁目	68	64	69	65	69	65		
⑮ 一般県道津島七宝名古屋線 名古屋高速道路5号万場線	中川区万場五丁目	70	64	70	65	70	64		

注1 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注2 要請限度を超えたものについては、下線で示した。

注3 要請限度は1週間測定を行い、代表する3日間の結果を用いて評価した。

注4 定期監視地点図は図1のとおり。

(参考1) 環境基準の達成状況(平成25年度定期監視)

番号	道路名 測定地点	評価区間		等価騒音レベル LAeq (dB)		道路に面する地域における面的評価 環境基準達成率 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)
		起点	終点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間	
①	一般国道1号 中川区昭和橋通	中川区 昭和橋通	中川区 昭和橋通	70	<u>66</u>	99% (704)	86% (612)	86% (612)	708
②	一般国道19号 北区山田町	北区 山田一丁目	守山区 新守山	70	<u>66</u>	100% (760)	89% (674)	89% (674)	761
③	一般国道22号 西区兎玉三丁目	西区 栄生三丁目	西区康生通	69	65	100% (616)	98% (606)	98% (604)	618
④	一般国道23号 南区浜田町	南区丹後通	南区 弥次エ町	<u>72</u>	<u>71</u>	90% (383)	78% (332)	78% (332)	426
⑤	一般国道23号 南区堤町	南区堤町	南区七条町	65	62	96% (408)	94% (397)	94% (397)	423
⑥	一般国道41号 名古屋高速道路1号楠線 北区菟野通	北区 黒川本通	北区野方通	<u>73</u>	<u>69</u>	70% (644)	68% (623)	68% (623)	914
⑦	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 西区八筋町	西区貴生町	西区赤城町	65	61	95% (274)	94% (271)	94% (271)	289
⑧	主要県道名古屋岡崎線 天白区平針二丁目	天白区 原四丁目	天白区 平針三丁目	<u>71</u>	<u>67</u>	95% (1,117)	93% (1,095)	93% (1,095)	1,173
⑨	主要県道名古屋江南線 西区市場木町	西区稲生町	西区 市場木町	66	62	100% (427)	99% (421)	99% (421)	427
⑩	主要県道名古屋長久手線 名東区小井堀町	名東区 小井堀町	名東区 小井堀町	<u>72</u>	<u>68</u>	84% (130)	79% (121)	79% (121)	154
⑪	主要県道名古屋中環状線 緑区鳴海町	緑区 浦里二丁目	緑区鳴海町	66	61	100% (451)	100% (451)	100% (451)	451
⑫	主要市道名古屋環状線 中村区佐古前町	中村区 栄生町	中村区 本陣通	69	65	95% (482)	93% (473)	93% (473)	508
⑬	主要市道名古屋環状線 中川区小碓通	中川区 昭和橋通	港区川西通	<u>72</u>	<u>69</u>	81% (248)	69% (211)	69% (211)	306
⑭	主要市道堀田高岳線 名古屋高速道路都心環状線 中区千代田五丁目	中区 千代田三丁目	中区 千代田五丁目	69	64	97% (569)	100% (582)	97% (567)	584
⑮	一般県道津島七宝名古屋線 名古屋高速道路5号万場線 中川区万場五丁目	中川区 島井町	中村区 岩塚町	70	64	98% (431)	99% (435)	98% (431)	440

注1 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準：昼間70dB 夜間65dB

環境基準を超過した等価騒音レベルについては、下線で示した。

注2 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注3 面的評価：道路から50m範囲内の全ての住居等について、騒音レベルを推計し、環境基準の基準値と比較し、環境基準を達成する住居等の戸数及び割合を算出することにより行う評価

注4 本表の環境基準達成率は、定期監視地点を含む評価区間内戸数に占める達成戸数の割合で評価した。

注5 環境基準は1週間測定を行い、代表する1日の結果にて評価した。

(参考2) 環境基準(道路に面する地域に係る基準)

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域の区分		環境基準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	
		夜間	55dB以下	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
		夜間	60dB以下	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
		夜間	60dB以下	

※備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

(参考3) 要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域の区分		要請限度 (LAeq)		
		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域
		1車線	2車線以上	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB
	夜間	55dB	65dB	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	65dB	75dB	夜間 70dB
	夜間	55dB	70dB	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	75dB		(全区域共通)
	夜間	70dB		

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌6時